

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年4月9日（金）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (16名)

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷗山 久雄	11	本郷 保則	4	
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (1名) 米田博明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第4条規定による申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 施行規則該当転用について

2) 使用貸借権の消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から4月の定例委員会を開催致します。本日は、委員13名全員出席されておりますので総会は成立していることをご報告致します。推進委員は、3名出席いただいております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に5番、吉井委員さんと6番、梅田委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願い致します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議第1号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字吉井□□□番1(田)□□□㎡、申請人、八尾市、□□□、転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場への転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第3番目、天満保育所より□に約□□□mのところ。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第1号につきましては1件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。番号1 八尾市の□□□さんの露天駐車場及び露天資材置場への転用の申請であります。申請地の現況は、耕作されています。周囲の状況は、北側は道路、南側と西側は農地、東側は宅地となっております。雨水は、自然浸透で既設の北側水路から排水されます。隣地農地の方や吉井水利組合からの同意も得ています。周囲への被害はないものと思われ。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告させていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、周辺に教育・医療施設があり、第3種農地に該当致します。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、3ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長

ご質問等がないようですので、採決致します。議第1号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第1号については、県へ送付することに決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字西坊城□□□番(畑) □□□□㎡、
譲受人、檀原市、□□□□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、売買による所有権
移転により、一戸建専用住宅(7戸)を建築するための転用申請でございます。場所
は、調査順序表第5番目、出墓地より□に約□□mのところでございます。

番号2番、申請地、大字西坊城□□□番1(田) □□□㎡、

同じく大字西坊城□□□番1(田) □□□㎡、合計面積881㎡です。
譲受人、檀原市、□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、売買による所有権移転
により、露天駐車場にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番
目、県道大和高田御所線秋吉交差点より□□に約□□□mのところでございます。

番号3番、申請地、大字田井□□□番1(田) □□□□㎡、

同じく大字田井□□□番1(田) □□□□㎡、合計面積3657㎡です。
譲受人、五條市、□□□□□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、大字田井、□□
□□、売買による所有権移転により、一戸建専用住宅(15戸)を建築するための転
用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、近鉄浮孔駅より□に約□□□m
のところでございます。

番号4番、申請地、大字曾大根□□□番2(田) □□□㎡、

譲受人、上牧町、□□□□、譲渡人、曾大根2丁目、□□□□、売買による所有権
移転により、露天資材置場にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表
第6番目、ダイワ建装(株)より□に約□□□mのところでございます。

なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第2号につきましては4件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しており
ます。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づ
き審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願
います。

部会長

それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1 大字西坊城の□□□□□□□さんの一戸建専用住宅(7戸)への転用
の申請であります。申請地の現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側と南側
は道路、東側は水路・里道、西側は農地です。周囲に擁壁をもうけ、地上げし土砂の
流出がないように造成されます。隣接農地の方や西坊城水利組合からも同意を得て
います。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに東側既設水路に排水されます。周囲への
被害はないものと思われれます。

番号2 同じく、大字西坊城の□□□□□さんの露天駐車場への転用の申請であ
ります。申請地の現況は、畑として果樹等が栽培されています。周囲の状況は、北側
と西側は里道、南側は道路、東側は農地です。現状のまま整地し、土砂の流出がない
ように造成されます。隣接農地の方や西坊城水利組合からも同意を得ています。
雨水は、自然浸透で南側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思わ
れます。

番号3 大字田井の□□□□□□□□さんの一戸建専用住宅(15戸)への
転用の申請であります。申請地の現況は、稲刈り後の状態です。周囲の状況は、北側

は道路、東側は宅地、西側は農地、南側は法面です。周囲に擁壁をもうけ、地上げし土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や田井水利組合からも同意を得ています。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに北側既設水路に排水されます。

周囲への被害はないものと思われます。

番号4 大字曾大根の□□□□さんの露天資材置場への転用の申請です。申請地の現況は、畑として休耕状態にあります。周囲の状況は、北側と西側は鉄道用地、東側は水路 南側は道路です。現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地はございません。曾大根水利組合から同意を得ています。雨水は、自然浸透で南側の既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われます。

この案件につきましても、妥当な申請であろうとの審議結果でした。

以上報告させていただきます。

議 長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします

事務局

それでは説明させていただきます。番号1番の農地区分につきましては、水管、ガス管の埋設された4m以上の道路に面し、周辺に教育・医療施設があり、第3種農地に該当致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約6ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番の農地区分につきましては、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。

資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号3番の農地区分につきましては、駅より300m内に位置し、第3種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約24ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号4番の農地区分につきましては、JR大和新庄駅から500m内に位置し、第2種農地に該当いたします。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1ヶ月で完成予定をされているようで

確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。
（なしの声有り）

議長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。
議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。
（全員挙手）

議長 　（全員賛成）ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。
続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。
本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字野口□□□番（田）□□□□㎡、
借受人、大字野口、□□□□、貸出人、大字野口、□□□□相続人代表 □□□□、
解約理由は、貸し人の都合のためでございます。

番号2番、申請地、大字野口□□□番1（田）□□□□㎡、
大字野口□□□番1（田） □□□㎡
借受人、大字野口、□□□□、貸出人、大字野口、□□□□、
解約理由は、規模縮小のためでございます。

以上、議第3号につきましては2件の通知でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。
（なしの声有り）

議長 　他に質問がないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは、続いて議第4号を議題と致しますが、中江委員さんの親族が申請人となっている案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

（中江委員 退席）

それでは事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字神楽、□□□□、
利用権を設定する者、大字奥田、□□□□□
利用権を設定する農地、大字奥田、□□番（田）□□□□㎡、

大字奥田 □□番 (田) □□□□㎡、大字奥田 □□番 (田) □□□□㎡、
大字奥田 □□番 1 (田) □□□㎡合計面積 4 0 8 7 ㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻と野菜を栽培しての利用で、
期間は、市公告日翌日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの約 3 年間でございます。
整理番号 2 番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、

利用権を設定する者、尼崎市、□□□□

利用権を設定する農地、大字根成柿、□□番 (田) □□□□㎡、
大字根成柿 □□番 (田) □□□□㎡、合計面積 2 3 5 8 ㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、
令和 3 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日までの 6 年間でございます。
整理番号 3 番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・
農地サポートセンター、檀原市、□□□□、利用権を設定する者、東大阪市、
□□□□、利用権を設定する農地、大字出□□番 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、利用
期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 1 3 年 5 月 3 1 日までの約 1 0 年間ござい
ます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号の農用地利用集積計
画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第 2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の
事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる
こと、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件
を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて
頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご
質問などありませんか。

議 長 ご質問などが無いようですので、採決致します。

それでは、議第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項規定による農用地利
用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 (全員賛成) ですので、議第 4 号につきましては、農業振興課に対し原案のとおり
承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第 5 号を議題と致しますが、議事に入ります前に、中江委員の入室をお願い
致します。

(中江委員入室、着席)

それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第 5 号、その他の 1 番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。

本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に定められ
た転用届出でございます。

番号 1 番、届出地、大字松塚□□□番 1 の一部 (田) □□□㎡のうち 107. 26㎡、
申請人、大字松塚、□□□□、届出による農地の利用状況は、農業用倉庫としての
利用でございます。場所は、中和幹線松塚交差点より□□に約□□□mのところす。

以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1、届出場所は、大字松塚□□□番1の一部 地目は田、面積は、□□□㎡のうち107.26㎡です。大字松塚の□□□□さんからの届出です。現在の倉庫が老朽化に伴い新築するとのこと。約60cm地上げし、土砂の流出がないように造成されます。雨水は、自然浸透で所有農地に排水されます。松塚水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われ。また、

妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

議 長 ご意見ご質問ありませんか。

ご意見ご質問ないようですので、採決致します。

それでは、第5号議案、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 (全員賛成)ですので、第5号議案、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に、議第5号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第5号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字今里川合方□□番1(田)□□□□㎡、
大字今里川合方□□番1(田)□□□□㎡、合計面積3777㎡
借受人、檀原市、なら担い手・農地サポートセンター、貸出人、今里町、□□□□、
貸出人の都合のためでございます。

番号2番、解約する農地、大字今里川合方□□番1(田)□□□□㎡、
大字今里川合方□□番1(田)□□□□㎡、合計面積3777㎡
借受人、大字吉井、□□□□、貸出人、檀原市、なら担い手・農地サポートセンター、
農地所有者の都合のためでございます。

以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、2件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問等ないようですので、異議がないものとして採決致します。

それでは、議第5号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議第5号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。

次に、議第5号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第5号その他3番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和3年2月26日から令和3年3月25日までの届出分でございます。

番号1番、転用届出地、大字築山□□□番2(畑) □□□㎡、
譲受人、香芝市、□□□□□□□□、譲渡人、奈良市、□□□□、
売買による所有権移転により一戸建専用住宅への転用届出であります。

令和3年3月10日に確認委員の奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。
確認委員の奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議長 ないようですので、これで、4月の定例委員会を終らせて頂きます。
委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 弓場一郎

署名委員 吉井己容子

署名委員 梅田昌宏